

平成28年8月10日

〈あきぎん〉住宅ローン
『あきた移住・定住サポート金利』の取扱開始について
～秋田県への移住・定住者を応援いたします～

株式会社秋田銀行（頭取 湊屋隆夫）では、本日より「〈あきぎん〉住宅ローン『あきた移住・定住サポート金利』」の取扱いを開始いたします。当該優遇金利は、県や市町村が地方創生の一環として取り組んでいる「首都圏等からの移住・定住支援活動」に賛同し、本県への移住・定住をサポートするため取り扱うものであり、県内初の制度となります。

当該優遇金利は、本県への移住後5年以内の方のほか、勤務先が決定している県外からの移住予定者や、東日本大震災により現在本県へ避難されている被災者の皆さまにもご利用いただける制度となっております。

また、お申込みにあたっては、勤続年数の条件を含めて、移住を希望される方が利用しやすいよう住宅ローンの間口を広げております。

当行では、今後も秋田県への移住・定住促進および地方創生に積極的に貢献してまいります。

記

1 取扱開始日

平成28年8月10日(水)

2 制度概要

別紙をご覧ください。

(別 紙)

「あきた移住・定住サポート金利」

1 制度概要

項 目	条 件
適用金利	固定3年 : 「夢・応援プラン」基準金利から年0.20%引下げ 固定5年、10年 : 「夢・応援プラン」基準金利から年0.45%引下げ 変動金利 : 店頭金利から年2.125%引下げ(全期間)
対象者条件	① 「夢・応援プラン」 ^(注) の対象者条件を充足する方 ② ①の条件に該当し、かつ、以下の項目いずれかひとつに該当する方 ○秋田県内へ移住後5年以内の方 ○県外から秋田県内に移住される方(ただし、給与所得者で転居後の勤務先が決定している方となります。) ○すでに県外から秋田県内に移住され、県や市町村が取り扱う移住・定住促進制度等の利用が確認できる方(定住促進奨励金や住宅リフォーム補助金などの利用のわかる申請書写し等を提出いただきます。この場合、移住後の期間は問いません。) ○東日本大震災により秋田県内へ避難されている被災者の方(移住後の期間は問いません。) (被災証明書もしくは罹災証明書の写し、または県が避難登録されている方へ送付しているスマイル通信封筒等を提出いただきます。) (注) 「夢・応援プラン」とは、融資時年齢満20歳以上満60歳までの、かつ、最終返済時年齢が満81歳以下の安定した収入が得られる方を対象とした住宅ローンの金利優遇プランで、公共料金の自動振替や給与振込等のお取引項目で2項目以上該当される方が対象となります。同時申込可)
資金用途	秋田県内にある住宅新築・購入・リフォーム・借換資金
対象商品	住宅ローン「フルサポート」(特約自動更新タイプ)(保証料内包タイプ) 限定

2 取扱店

全営業店・全パーソナルプラザ

(注) 1 ご融資については、当行所定の審査があり、ご希望に添えない場合もございます。

2 詳しくは店頭のパンフレット等でご確認ください。

(以 上)